

株式会社 くろがね工作所 行動計画

(次世代育成支援対策推進法「次世代法」に基づく)

当社は、社員が仕事と子育てを両立できるように雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年12月1日～令和10年11月30日 (3年間)

2. 内容

目標1 : 所定外労働時間の削減を目指す。

<対策>

- 令和7年12月～
 - ・所定外労働の実態を把握する。
- 令和8年12月～
 - ・問題点の改善、業務の効率化に取り組む。
 - ・全従業員の年間所定外労働時間を320時間以内とする。

目標2 : 有給休暇取得率の向上

<対策>

- 令和7年12月～
 - ・有給休暇の計画取得について、現状の有給休暇取得率を上回る取得率を目指し、促進施策を打つ。
- 令和8年12月～
 - ・有給休暇取得率向上が進まない部署、社員の抽出、取得促進に向けての阻害要因分析、対策検討を行う。
 - ・令和10年度の有給休暇取得率を70%以上にすることを目標とする。

目標3 : 育児休業促進にむけて

<対策>

- 令和7年12月～
 - ・育児休業・出生時育児休業(産後パパ育休)の制度についての説明資料を標準化してまとめる。当該資料を基に、対象者に対する情報説明、意見徴収を行う。
 - ・男性社員の育児休業取得促進及び環境整備を図る。
- 令和8年12月～
 - ・育児休業取得対象者の取得率100%を男女とも目指し、取得阻害要因がある場合、その解消対策に総務部を中心として取り組む。

以上